

平成27年度笠間市
予算特別委員会記録 第1号（設置委員会）

平成27年3月5日（木曜日） 午後2時47分開会

第1会議室

本日の会議に付した案件

- 1) 委員長の互選について
- 2) 副委員長の互選について
- 3) その他

出席委員

委	員	村	上	寿	之	君
	〃	石	井	栄		君
	〃	小	松	崎	均	君
	〃	菅	井	信		君
	〃	畑	岡	洋	二	君
	〃	野	口		圓	君
	〃	横	倉	き	ん	君
	〃	大	貫	千	尋	君
	〃	大	関	久	義	君
議	長	藤	枝		浩	君

欠席委員

なし

出席説明員

なし

出席議会事務局職員

事務局長	石	上	節	子
事務局次長	飛	田	信	一
次長補佐	渡	辺	光	司

午後2時47分開会

○石上事務局長 お疲れのところご苦労さまです。

先ほどの本会議の中で、委員会条例第6条の第1項及び第2項の規定に基づき、予算特別委員会が設置され、9名の方が選出されました。ここで予算特別委員会委員長の互選をお願いしたいと思います。

委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が臨時委員長の職務を行うことになっております。

在籍中、横倉委員が年長委員でありますので、臨時委員長の職務をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

〔臨時委員長 横倉さん君着席〕

○横倉臨時委員長 委員会条例第10条第2項の規定に基づきまして、臨時の委員長を務めさせていただきます。何分ふなれでございますので、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は、全員であります。

定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開きます。

○横倉臨時委員長 なお、本日の委員会には、事務局より、局長、次長、次長補佐が出席をしております。

会議の記録は、書記の渡辺次長補佐をお願いいたします。

○横倉臨時委員長 それでは、委員長の互選を行います。

委員長については、委員会条例第9条第2項により委員会において互選することになっており、互選の方法は会議規則第126条第1項により投票で行うことになっております。しかし、これまで委員長の互選については、休憩を挟み指名推選の方法で決めておりましたが、どのようにしたらよろしいでしょうか。

○大関久義委員 その前に、議長が出席しているから、議長から挨拶もらうことはやらないの。通常はしているんだけども。

○横倉臨時委員長 では、議長よろしくをお願いいたします。

○藤枝議長 27年度の新年度予算を決める大事な委員会でございますので、慎重なるご審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

それで、きょう、委員長、副委員長を決めるわけですが、ベテランの人もいれば新人の人もいますので、その辺をよくご審議いただいて、ベテランの方がご指導よろしくお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

○横倉臨時委員長 続きまして、どのようにしたらよろしいでしょうか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○横倉臨時委員長 指名推選というご意見がございましたが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○横倉臨時委員長 暫時休憩をいたします。

午後2時49分休憩

午後2時52分再開

○横倉臨時委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

委員長は、私から指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横倉臨時委員長 ご異議なしと認め、私から指名いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員長に大関久義委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横倉臨時委員長 ご異議なしと認めます。

よって、大関久義委員が予算特別委員会委員長に決定いたしました。

ここで委員長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長 大関久義君着席〕

○大関委員長 ただいま、予算特別委員会委員長にご指名をいただきありがとうございます。委員各位のご協力をいただきまして、平成27年度の各会計予算の内容等について審議する重心を担うことになりましたので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

○大関委員長 それでは、副委員長の互選を行います。

互選の方法については、先ほど仮委員長の横倉委員長より休憩の間にありました。委員長のほうから指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 それでは、副委員長も委員長において指名をしたいと思っております。

小松崎 均君をご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 ご異議なしと認め、委員長において指名いたしました小松崎 均委員を副委員長といたします。

○大関委員長 次に、その他に入ります。

ここで、協議したいことがございます。

予算特別委員会は、3日間と限られた日数で審査をすることになります。質疑の回数は、

これまでは1人続けて3回までとしておりました。今回もそのようにいたしたいと思えます。特に委員長が認めた場合は、続けて質疑を行うことができましたが、今回も従前どおり3回を基本とし、特に委員長が認めた場合は、続けて質疑を許可することにいたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 異議なしと認め、そのようにしたいと思えます。

ここで、再度確認いたします。

予算特別委員会の審査は、3月9日月曜日午前10時より、全員協議会室において開きますので、時間厳守の上、ご参集願います。

○大関委員長 本日は、これをもちまして予算特別委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時54分散会